

本日は、島根県の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の医療関係4団体の代表の皆様にお集まりいただき、県と4団体との間で、「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結させていただくこととなり、大変ありがたく思います。

県が4団体一緒に協定を結ぶのは、全国の都道府県では初めてのことであります。

皆様には、日頃から、島根の医療の確保にご尽力いただいております。災害時にも大変お世話になっておりますが、災害時には、迅速かつ確実な医療救護が必要となります。そのためには、皆様方と県あるいは市町村等との連携が必須であります。

本日、調印する協定により、相互に協力して取り組むことが円滑になり、医療救護活動のさらなる迅速化が図られます。

県民の皆様に対しては、一層、安全・安心な生活の確保に貢献するものと思います。また、県外で大災害が起きた場合には、島根県の医療救護班が被災地へ迅速に派遣されることが期待されます。

終わりに、本日お集まりの皆様のご健勝とご発展を祈念しまして、ご挨拶いたします。